

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	7
契約番号	30農振財契第165号
件名	クレーン付トラックの購入
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 (東京都立川市富士見町3-8-1)
概要	クレーン付トラック 1台 ・乗車定員 3名 ・エンジン:ディーゼル ・駆動方式:オートマチック車 ・積載量:3,000Kg以下 ・馬力:135ps以上 ・荷台内寸:長さ3,700×幅2,080×高さ400mm以上 ・車両全長:6,200mm以上 ・車両全幅:2,200mm以上 ・車両全高:2,800mm以上 ・車両重量:7,470Kg以下 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	平成31年2月15日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	平成30年7月5日(木) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成30年6月14日(木)から同年6月20日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 谷田 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター 緑化森林科 【担当】 佐藤 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0526 FAX 042-523-4285 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

仕 様 書

- 1 件 名 クレーン付トラックの購入
- 2 履行場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎
- 3 履行期限 平成31年2月15日
- 4 品 名 木製平ボデークレーン付トラッククレーン
- 5 数 量 1台
- 6 規 格

○トラック

乗員定員：3名
エンジン：ディーゼル
駆動方式：オートマチック車
積載量：3,000kg以下
馬力：135ps以上
荷台内寸：長さ3,700×幅2,080×高さ400mm以上
車両全長：6,200mm以上
車両全幅：2,200mm以上
車両全高：2,800mm以上
車両重量：7,470kg以下

○オプション

バッテリー：80D26L×2
A/T（特装用）PTO
スマートエントリーキー
サイドバイザー
フロアマット
重機回送車平ボデー
2.9t吊り4段セルフクレーン
ラジコン
敷板：一対
タイヤ：（225／80R17.5）

7 車両登録

○車両登録を行うこと。なお、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、リサイクル料金登録書費用等、これら登録に要する経費はすべて契約金額に含むものとする。

8 支払方法

○納品完了後一括払いとする。

9 その他

○ 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関

する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 担当者

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

緑化森林科 佐藤 澄仁 電話番号 042-528-0526